

2024年1月からの

# 新しいNISA

新NISAと別枠で活用できる  
現行NISAは2023年まで!

将来のための資産づくりを  
今から始めてみませんか?

現行のNISA制度は2023年に終了し、2024年1月から新しいNISA制度が始まります。  
新制度の概要\*について、ご案内します。

| 新旧NISA<br>比較イメージ | 現行のNISA (2023年まで)     |                         | 新しいNISA (2024年から)                              |                                                                         |
|------------------|-----------------------|-------------------------|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
|                  | つみたてNISA              | 一般NISA                  | つみたて投資枠                                        | 成長投資枠                                                                   |
| 年間投資枠            | 40万円                  | 併用不可<br>(最大120万円) 120万円 | 120万円                                          | 併用可<br>(最大360万円) 240万円                                                  |
| 制度実施期間           | 2023年まで               | 2023年まで                 | 期限なし                                           | 期限なし                                                                    |
| 非課税保有期間          | 最長20年間                | 最長5年間                   | 期限なし                                           | 期限なし                                                                    |
| 非課税保有限度額         | 800万円<br>(40万円×20年間)  | 600万円<br>(120万円×5年間)    | 合わせて1,800万円<br>(売却し残高が減少すれば再利用可能)              |                                                                         |
|                  |                       |                         |                                                | 1,200万円(内数)                                                             |
| 投資対象             | 長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託 | 上場株式、ETF、REIT、株式投資信託    | 長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託<br>(現行のつみたてNISAの対象商品と同様) | 上場株式、投資信託等<br>(①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託およびデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除外) |

## 新NISAの 4つのポイント

- ①制度の恒久化**  
新NISAでは制度実施期間が無期限(恒久制度)となるので、いつでも始められるようになります。
- ②非課税保有期間の無期限化**  
現行NISAで必要な非課税保有期間内の手続き(ロールオーバー、売却等)が不要となります。
- ③非課税保有限度額の設定**  
新NISAの非課税保有限度額では、保有資産を売却し残高が減少すれば、その枠を再利用可能になります。
- ④年間投資上限額が引き上げられ、2つの投資枠が併用可能に**  
年間投資枠は、2つを併用することで最大360万円まで利用することが可能になります。

## 現行制度との 関係(新旧分離)

- 2023年までの投資は、新NISAと別枠で非課税措置が適用されます。
- 現行NISAでの非課税保有期間終了後、新NISAへのロールオーバーはできません。

2023年は、新NISAと別枠で現行NISAを活用できる最後の年です!  
この機会にNISAで投資を始めてみませんか?

詳しくは、最寄りの支店窓口にお尋ねください。

## 福岡銀行・熊本銀行・十八親和銀行・福岡中央銀行からのご案内

### 投資信託に関するご留意点

- ご検討にあたっては、「商品パンフレット」「投資信託説明書(交付目論見書)」等を必ずお読みください。
- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。また、福岡銀行・熊本銀行・十八親和銀行・福岡中央銀行で取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は、元本保証および利回り保証のいずれもありません。(投資信託の口座開設には、「マイナンバー確認書類」および運転免許証等「本人確認書類」のご提示が必要です。)
- 投資信託には手数料がかかります。ご購入から解約・償還までの間に直接または間接にご負担いただく費用には以下のものがあります。  
\*申込手数料 \*解約手数料 \*信託財産留保額 \*信託報酬 \*監査費用・有価証券売買手数料等その他費用  
上記費用を足し合わせた金額をお客さまにご負担いただきます。  
申込・解約時の手数料および信託報酬等は、投資信託ごとに異なります。また、その他費用は運用状況により変動します。したがって、事前に料率および計算方法を示すことができません。詳細は、「投資信託説明書(交付目論見書)」等をご覧ください。

### NISA口座のお申込みをご検討いただく際のご留意点(現行のNISA)

- NISA口座のご利用は、日本国内にお住まいの18歳以上の個人のお客さまに限りです。
  - NISA口座は、すべての金融機関を通じて、同一年においてお一人さま1口座に限り、開設することができます。(金融機関を変更した場合を除く。)一定の手続きの下で、金融機関の変更が可能です。金融機関の変更を行い、複数の金融機関でNISA口座を開設した場合でも、各年において1つのNISA口座でしか公募株式投資信託を購入することができません。また、NISA口座内の公募株式投資信託を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年分の非課税管理勘定で、既に公募株式投資信託を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。
  - NISA口座で福岡銀行・熊本銀行・十八親和銀行・福岡中央銀行が取扱う商品は「公募株式投資信託」のみです。
  - NISA口座の損失は、特定口座や一般口座で保有する他のファンドの売却益や分配金との損益通算はできません。また、損失の繰越控除もできません。
  - 既に保有している投資信託をNISA口座に移すことはできません。
  - NISA口座でご購入いただける金額(非課税枠)は年間120万円までです。約定金額が非課税枠を超過する場合、超過分は特定口座が開設されている場合は特定預り、開設されていない場合は一般預りとして取扱われます。
  - NISA口座で保有する投資信託の分配金を再投資した場合は、新たな投資として非課税枠をご利用いただくことになります。
  - NISA口座で保有しているファンドを一度売却するとその非課税枠の再利用ができません。(そのため、短期間での売買(乗換)を前提としたお取引には適しておりません。)また、利用しなかった非課税枠の残額を翌年に繰り越すことはできません。
  - 投資信託の分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)は非課税であり、NISA口座での非課税メリットはありません。
  - 非課税期間満了等により、投資信託をNISA口座から特定口座または一般口座へ移管した場合、移管時の時価が新たな取得価額となります。したがって、移管後に売却される際に売却損が出ている場合でも、課税されることがあります。
- ※上記の内容は、2023年10月現在の情報に基づき作成したものです。今後、税制等は変更されることがあります。

### つみたてNISAに関するご留意点(現行のNISA)

- 投資が開始できるのは2018年～2042年です。
  - 非課税での運用期間は20年です。非課税期間中に途中売却することもできます。なお、つみたてNISAではNISAと異なり、ロールオーバーはできません。
  - つみたてNISAとNISAは選択して新規に投資を行うこととなり、併用できません。ある年について、NISAを選択して新規に投資を行った場合、その年はつみたてNISAで新規に投資を行うことはできません。一旦どちらかを選択して投資を行うと、翌年以降もその選択が自動的に継続されます。変更したい場合は、投資を行う前年の12月までに変更手続きを完了していることが必要になります。
  - つみたてNISAについては、利用開始日から10年経過後およびその後5年ごとに、住所等の確認が必要になります。
  - つみたてNISAでは、積立契約(累積投資契約)に基づく定期かつ継続的な買い付けが前提となります。
  - つみたてNISAで福岡銀行・熊本銀行・十八親和銀行・福岡中央銀行が取扱う商品は、つみたてNISA用の「公募株式投資信託」のみです。つみたてNISA用の「公募株式投資信託」とは、金融庁の定める要件<sup>(注)</sup>を満たし、金融庁への届出を済ませた商品のなかから、福岡銀行・熊本銀行・十八親和銀行・福岡中央銀行が取扱うために選定した商品です。
- (注)金融庁の定める要件には、信託期間が無期限または20年以上であること、毎月分配型でないこと、販売手数料が無料かつ信託報酬率等が一定率以下であること、等があります。
- つみたてNISAで買い付けた投資信託の信託報酬等の概算値を、福岡銀行・熊本銀行・十八親和銀行・福岡中央銀行から原則として年1回お知らせします。
- ※上記の内容は、2023年10月現在の情報に基づき作成したものです。今後、税制等は変更されることがあります。

## FFG証券からのご案内

### ご投資にあたってのご留意点

金融商品等にご投資いただく際には、各商品に所定の手数料(株式取引の場合は約定代金に対して最大1,265%(消費税込)、ただし最低2,750円(消費税込)の委託手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸費用、等)をご負担いただく場合があります。金融商品には株式相場、金利水準の変動や発行者の信用状況の悪化等により、投資元本を割り込むおそれがあります。各金融商品ごとに手数料およびリスクは異なりますので、金融商品等の取引に際しては、当該商品等の契約締結前交付書面等をよくお読みください。

#### 投資信託

投資信託の場合は、商品ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸費用が直接または間接的に必要になります。各対象投資信託には、金利・為替・株式相場等の変動や、有価証券の発行者の業務または財産の状況の変化等により価格が変動し、元本の損失が生じるおそれがあるものもあります。商品ごとに手数料等およびリスクが異なります。これらのリスクは、すべてお客さまに帰属します。各商品の取引に際しては、当該商品等の契約締結前交付書面、目論見書および目論見書補完書面またはお客さま向け資料等をよくお読みください。

|                          |                       |                               |
|--------------------------|-----------------------|-------------------------------|
| [商号等]株式会社福岡銀行(登録金融機関)    | [登録番号]福岡財務支局長(登金)第7号  | [加入協会]日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 |
| [商号等]株式会社熊本銀行(登録金融機関)    | [登録番号]九州財務局長(登金)第6号   | [加入協会]日本証券業協会                 |
| [商号等]株式会社十八親和銀行(登録金融機関)  | [登録番号]福岡財務支局長(登金)第3号  | [加入協会]日本証券業協会                 |
| [商号等]株式会社 福岡中央銀行(登録金融機関) | [登録番号]福岡財務支局長(登金)第14号 | [加入協会]日本証券業協会                 |
| [商号等]FFG証券株式会社(金融商品取引業者) | [登録番号]福岡財務支局長(金商)第5号  | [加入協会]日本証券業協会、第二種金融商品取引業協会    |

- ※福岡銀行・熊本銀行・十八親和銀行・福岡中央銀行では、総合口座貸越等の利用による金融商品のお取引は、貸越利息等をお客さまにご負担いただくことになりますので、お取り扱いしていません。
- ※福岡中央銀行では、FFG証券への証券会社紹介サービスのご案内は行っておりません。